

平成16年5月17日

各 位

会 社 名 宇部興産株式会社
代 表 者 名 取締役会長兼社長 常見 和 正
(コード番号 4208 東証第1部・福証)
問 合 せ 先 経営管理室 泉原 雅 人
IR 広報部長
(TEL 03-5419-6110)

無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成16年5月17日開催の取締役会において、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債および第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

第1．第5回無担保転換社債型新株予約権付社債

- | | |
|------------------------------|---|
| 1．社 債 の 名 称 | 宇部興産株式会社第5回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2．社 債 の 発 行 価 額 | 額面100円につき金100円 |
| 3．新株予約権の発行価額 | 無償とする。 |
| 4．新株予約権の発行価額の
算定理由(無償の理由) | 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。 |
| 5．払 込 期 日 及 び 発 行 日 | 平成16年6月2日(水) |
| 6．募 集 に 関 す る 事 項 | |
| (1)募 集 の 方 法 | 第三者割当の方法により、全額を野村証券株式会社に割り当てる。 |
| (2)発 行 価 格 (募 集 価 格) | 額面100円につき金100円。 |
| (3)申 込 期 間 | 平成16年6月2日(水) |
| (4)申 込 取 扱 場 所 | 野村信託銀行株式会社 |
| 7．新株予約権に関する事項 | |
| (1)新株予約権の目的たる
株式の種類及び数 | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当 |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- 社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。
- (2) 新株予約権の総数
- (3) 行使時払込金額及び転換価額
- 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
- 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初157円とする。
- (4) 行使時の払込金額(転換価額)の算定理由
- 本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成16年5月17日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値とした。
- (5) 新株の発行価額中の資本組入れ額
- 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の資本組入れ額は当該株式の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (6) 行使請求期間
- 本新株予約権付社債の社債権者は、平成16年6月3日から平成18年6月1日までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。
- (7) 行使の条件
- 当社が第8項第(6)号乃至により本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日または期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。当社が第8項第(6)号記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券(登録をした本新株予約権付社債に係る本社債を繰上償還する場合は、当社の定める請求書(以下「繰上償還請求書」という。))が第8項第(12)号記載の償還金支払場所に提出された時以降、本新株予約権を行使することができない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 転換価額の修正
- 本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に修正され

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

る。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が110円（以下「下限転換価額」という。ただし、本号による修正または本項第(9)号による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が235円（以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

上記による転換価額の修正とは別に、ある月の時価算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の90％に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）が、下限転換価額を初めて下回る場合には、翌月第3金曜日以降、そのとき有効な下限転換価額は、その80％に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。）に修正される。

(9) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社の普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換されもしくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる権利（新株予約権を含む。）を付与された証券（新株予約権付社債を含む。）の発行が行われる場合等にも適宜調整される。

なお、本号における「時価」とは、調整後の転換価額を適用する日（ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値をいう。

(10) 消却事由及び消却条件

消却事由は定めない。

(11) 行使によって交付された株式の配当起算日

行使請求により交付された当社の普通株式の配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ当社の普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

(12)行使請求受付場所

名義書換代理人 U F J 信託銀行株式会社 証券代行部

(13)代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする。

8.社債に関する事項

(1)社債の総額

金40億円

(2)各社債券の金額

金1億円の1種

(3)社債の利率

本社債には利息を付さない。

(4)償還期限

平成18年6月2日(金)

(5)償還価額

額面100円につき金100円

ただし、繰上償還の場合は本項第(6)号乃至に定める価額による。

(6)償還の方法

本社債は、平成18年6月2日にその総額を償還する。

当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金101円で繰上償還する。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第1金曜日まで(当日を含む。)に事前通知を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金101円で、当該月の第3金曜日に繰上償還することができる。

上記のほか、当社は、時価算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)が第7項第(8)号で定める下限転換価額を初めて下回った場合には、本新株予約権付社債の社債権者に対して、当該決定日の翌月第2金曜日まで(当日を含む。)に事前通知を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金101円で、当該決定日の翌月第3金曜日に繰上償還することができる。

本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、毎月第2金曜日まで(当日を含む。)に事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を本項第(12)号記載の償還金支払場所に提出することにより、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金99円で、当該

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

月の第4金曜日に繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。なお、登録をした本新株予約権付社債に係る本社債の繰上償還を当社に対して請求する場合は、本新株予約権付社債券の提出に代えて、繰上償還請求書に繰上償還を請求しようとする社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(13)号記載の登録機関を経由して、これを償還金支払場所に提出することができる。

本号に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債を買入消却する場合、当社は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

(7) 社債券の様式

無記名式とする。

なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

(8) 担保の有無

本新株予約権付社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

(9) 財務上の特約

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で既に発行した他の転換社債(平成14年4月1日施行前の商法第341条ノ2第1項の規定に基づき発行された転換社債をいう。)または当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債(本社債と同時に発行される第6回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)を含む。)に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の規定に基づき、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする旨、取締役会で決議されたものをいう。

(10) 取得格付

取得していない。

(11) 社債管理会社

本新株予約権付社債は、商法第297条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置しない。

(12) 償還支払事務取扱者

野村信託銀行株式会社

(償還金支払場所)

(13) 登録機関

野村信託銀行株式会社

9. 上場申請の有無

無し

10. 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社
割当新株予約権付社債(額面)		金 4,000,000,000 円
払 込 金 額		金 4,000,000,000 円
割当予定 先の内容	住 所	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号
	代 表 者 の 氏 名	執行役社長 古賀 信行
	資 本 の 額	10,000,000,000 円
	事 業 の 内 容	証券業
	大 株 主	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との 関 係	出 資 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数： 普通株式 657,700 株 当社が保有している割当予定先の株式の数： 0 株
	取 引 関 係 等	主幹事証券
	人 的 関 係 等	なし

(注) 資本の額及び出資関係は、平成 16 年 3 月 31 日現在のものです。

第 2 . 第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債

- 1 . 社 債 の 名 称 宇部興産株式会社第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
- 2 . 社 債 の 発 行 価 額 額面 1 0 0 円につき金 1 0 0 円
- 3 . 新株予約権の発行価額 無償とする。
- 4 . 新株予約権の発行価額の
算定理由(無償の理由) 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。
- 5 . 払 込 期 日 及 び 発 行 日 平成 1 6 年 6 月 2 日(水)
- 6 . 募 集 に 関 す る 事 項
 - (1) 募 集 の 方 法 第三者割当の方法により、全額を U F J つばさ証券株式会社およびみずほ証券株式会社に割り当てる。
 - (2) 発 行 価 格 (募 集 価 格) 額面 1 0 0 円につき金 1 0 0 円。
 - (3) 申 込 期 間 平成 1 6 年 6 月 2 日(水)
 - (4) 申 込 取 扱 場 所 株式会社 U F J 銀行
- 7 . 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的たる
株 式 の 種 類 及 び 数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計60個の本新株予約権を発行する。
- (2) 新株予約権の総数
- (3) 行使時払込金額及び転換価額
- 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
- 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初157円とする。
- (4) 行使時の払込金額(転換価額)の算定理由
- 本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成16年5月17日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値とした。
- (5) 新株の発行価額中の資本組入れ額
- 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の資本組入れ額は当該株式の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (6) 行使請求期間
- 本新株予約権付社債の社債権者は、平成16年9月1日から平成18年6月1日までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。
- (7) 行使の条件
- 当社が第8項第(6)号乃至により本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日または期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。当社が第8項第(6)号記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券(登録をした本新株予約権付社債に係る本社債を繰上償還する場合は、当社の定める請求書(以下「繰上償還請求書」という。))が第8項第(12)号記載の償還金支払場所に提出された時以降、本新株予約権を行使することができない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 転換価額の修正
- 本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に修正される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が110円(以下

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

「下限転換価額」という。ただし、本号 による修正または本項第(9)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が204円(以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

上記 による転換価額の修正とは別に、ある月の時価算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)が、下限転換価額を初めて下回る場合には、翌月第3金曜日以降、そのとき有効な下限転換価額は、その80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)に修正される。

(9) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使による場合を除く。)には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社の普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換されもしくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる権利(新株予約権を含む。)を付与された証券(新株予約権付社債を含む。)の発行が行われる場合等にも適宜調整される。

なお、本号における「時価」とは、調整後の転換価額を適用する日(ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値をいう。

(10) 消却事由及び消却条件

消却事由は定めない。

(11) 行使によって交付された株式の配当起算日

行使請求により交付された当社の普通株式の配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ当社の普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

- (12) 行使請求受付場所
- (13) 行使請求取次場所
- (14) 代用払込に関する事項

名義書換代理人 U F J 信託銀行株式会社 証券代行部

株式会社U F J 銀行 東京営業部

商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする。

8. 社債に関する事項

- (1) 社債の総額
- (2) 各社債券の金額
- (3) 社債の利率
- (4) 償還期限
- (5) 償還価額

金60億円

金1億円の1種

本社債には利息を付さない。

平成18年6月2日(金)

額面100円につき金100円

ただし、繰上償還の場合は本項第(6)号乃至に定める価額による。

- (6) 償還の方法

本社債は、平成18年6月2日にその総額を償還する。

当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金101円で繰上償還する。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第1金曜日まで(当日を含む。)に事前通知を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金101円で、当該月の第3金曜日に繰上償還することができる。

上記のほか、当社は、時価算定期間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)が第7項第(8)号で定める下限転換価額を初めて下回った場合には、本新株予約権付社債の社債権者に対して、当該決定日の翌月第2金曜日まで(当日を含む。)に事前通知を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金101円で、当該決定日の翌月第3金曜日に繰上償還することができる。

本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、毎月第2金曜日まで(当日を含む。)に事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を本項第(12)号記載の償還金支払場所に提出することにより、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金99円で、当該

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

月の第4金曜日に繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。なお、登録をした本新株予約権付社債に係る本社債の繰上償還を当社に対して請求する場合は、本新株予約権付社債券の提出に代えて、繰上償還請求書に繰上償還を請求しようとする社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(13)号記載の登録機関を経由して、これを償還金支払場所に提出することができる。

本号に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債を買入消却する場合、当社は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

(7) 社債券の様式

無記名式とする。

なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

(8) 担保の有無

本新株予約権付社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

(9) 財務上の特約

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で既に発行した他の転換社債(平成14年4月1日施行前の商法第341条ノ2第1項の規定に基づき発行された転換社債をいう。)または当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債(本社債と同時に発行される第5回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)を含む。)に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の規定に基づき、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする旨、取締役会で決議されたものをいう。

(10) 取得格付

取得していない。

(11) 社債管理会社

本新株予約権付社債は、商法第297条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置しない。

(12) 償還支払事務取扱者

株式会社UFJ銀行 東京営業部

(償還金支払場所)

(13) 登録機関

株式会社UFJ銀行

9. 上場申請の有無

無し

10. 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		UFJつばさ証券株式会社
割当新株予約権付社債(額面)		金3,000,000,000円
払込金額		金3,000,000,000円
割当予定先の内容	住所	東京都千代田区大手町一丁目1番3号
	代表者の氏名	取締役社長 藤本 公亮
	資本の額	25,107百万円
	事業の内容	証券業
	大株主	株式会社UFJ銀行 61.5% UFJ信託銀行株式会社 6.0% UFJパートナーズ投信株式会社 3.5%
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数： 普通株式1,002,000株 当社が保有している割当予定先の株式の数： 0株
	取引関係等	証券売買
	人的関係等	なし

(注) 資本の額及び出資関係は、平成16年3月31日現在、大株主は平成15年9月30日現在のものです。なお、平成16年4月1日付けで親会社の異動があり、当該親会社の異動後の大株主の保有割合は、株式会社UFJホールディングスが63.6%、株式会社UFJ銀行が0%、UFJ信託銀行株式会社が0%、UFJパートナーズ投信株式会社が3.5%となっております。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社
割当新株予約権付社債(額面)		金3,000,000,000円
払込金額		金3,000,000,000円
割当予定先の内容	住所	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
	代表者の氏名	取締役社長 大澤 佳雄
	資本の額	286,990百万円
	事業の内容	証券業
	大株主	株式会社みずほコーポレート銀行 100%
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数： 普通株式396,000株 当社が保有している割当予定先の株式の数： 0株
	取引関係等	証券売買
	人的関係等	なし

(注) 資本の額及び出資関係は、平成16年3月31日現在のものです。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

手取概算額9,970百万円については、設備投資及び社債償還に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当ございません。

(3) 業績に与える見通し

平成16年度の業績には影響は与えない見通しです。

2. 株主への利益配当分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、配当の実施を株主に対する重要責務として認識し、業績に対応した配当を行うことを基本方針と考えております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

株主の中長期的な利益確保を図る上で将来の事業展開と業績の向上のため、内部留保の充実も重要と考えており、これらを総合的に勘案して配当を決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

設備投資及び新たな事業展開に使用します。

(4) その他

なし

(5) 過去3決算期間の配当状況等

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期
1株当たり当期純利益	3.82円	4.64円	4.81円
1株当たり年間配当金	3円	-円	3円
実績配当性向	78.7%	-%	62.3%
1株当たりみなし配当金	-円	-円	-円
修正配当性向	-%	-%	-%
株主資本当期純利益率	3.4%	4.0%	4.4%
株主資本配当率	2.5%	-%	2.8%

3. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

なし

(2) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始 値	243 円	149 円	133 円	177 円
高 値	294 円	208 円	242 円	200 円
安 値	89 円	92 円	133 円	153 円
終 値	150 円	135 円	174 円	157 円

(注) 平成17年3月期の株価については、平成16年5月17日現在で表示しております。

以 上

< 本件に関するお問い合わせ >

宇部興産株式会社 経営管理室 IR 広報部 T E L 03-5419-6110

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。